

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和5年中に納められたものであれば過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。また、家族（配偶者や子）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自分の保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に保険料を支払った事を証明する書類の添付が必要になります。

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので大切に保管し、年末調整や確定申告に使用してください。

●送付スケジュール

発送時期は国民年金保険料を納付した時期によって異なります。

	発送時期	対象者
①	令和5年10月下旬から令和5年11月上旬にかけて順次発送	令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方
②	令和6年2月上旬	令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 （①の対象者は除きます）

●注意事項

- ・控除証明書を無くした場合はねんきんネットや年金加入者ダイヤル、年金事務所にて再発行の手続きができません。

- ・被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）に加入している場合でも、令和5年中に国民年金保険料を1度でも納付した場合は日本年金機構から国民年金保険料についての控除証明書が届きます。

なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、勤め先で控除額を算出の上市町村や税務署に届出するため、日本年金機構から被用者年金についての控除証明書を作成し送付することはありません。



詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、
 稚内年金事務所 お客様相談室 (0162-74-1000)
 または日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 総務課住民グループ (01634-8-7660)

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です 1人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です

趣 旨

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷、疾病を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した場合等に生活の安定を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としております。労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険制度は、昭和50年に全業種への全面適用となってから50年近く経過し、その間に適用事業数は増加し、令和4年度末現在で約343万事業に達していますが、現在においても、なお相当数の未手続事業が存在しているとみられ、このことは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっており、早急な未手続事業の解消が求められています。このため、厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開し、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導等を強化し、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続を促しています。なお、説明することによっても自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対しては、職権による成立手続を実施しております。また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種別の一掃対策を強化する等、全国において集中的な活動を実施します。

実施期間

令和5年11月

実施事項

本活動を行うに当たり、以下の事項を実施します。

- 1 労働保険制度の概要及び成立手続等についてのパンフレット・リーフレットを活用して訪問指導等を行い、説明することによっても自主的に保険関係の成立手続を取らない事業主に対して、職権による成立手続を実施します。
- 2 厚生労働省及び都道府県労働局において、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう全国において集中的な活動を展開します。
- 3 インターネットバナー広告、各種SNS広告、新聞広告、動画広告、厚生労働省関係広報誌等の広報媒体を活用し、労働保険の一層の周知・啓発を図ります。
- 4 厚生労働省においてリーフレット・ポスター等として活用できるデザインを作成し、その電子データを都道府県労働局に配付し、関係機関や関係団体等を通じて、労働保険制度の一層の周知・広報を図ります。

本活動の趣旨については皆様方の御理解をいただくとともに、労働保険制度の円滑な運営について御協力をいただきますよう、お願いします。

お問い合わせ 厚生労働省 労働基準局 労働保険徴収課

事業主のみなさん!! 個人住民税は特別徴収で納めましょう!!

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、納入していただく制度です。事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（根拠法令ー地方税法第321条の4）

従業員（納税義務者）は、金融機関に出向いて納税する手間がなくなります。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなります。

◆掲載内容に関するお問い合わせ先
〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27
北海道宗谷総合振興局 税務課 (0162-33-2519)

◆「特別徴収」の手続きに関するお問い合わせ先
〒098-5551 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中頓別町総務課住民グループ (01634-8-7660)

エゾシカによる交通事故を防ぐために

エゾシカの生態や習性を知り、安全運転を心がけましょう。

1 早朝・夕方の運転に気をつける

エゾシカの活動のピークは日出と日没前後です。周囲が暗くエゾシカに気付きにくいことから、気をつけて走行してください。

2 秋～初冬の運転に気をつける

10～11月はエゾシカの繁殖期です。エゾシカが活発に行動するようになり、越冬地への季節移動を行う時期でもあることから、この時期は特に気をつけて走行してください。

3 夜間の走行時、光る目を見つけたら

車のヘッドライトが反射するとエゾシカの目が光ります。暗いときに光るものを見つけたときには、スピードを落としてよく確認してください。

4 路上にエゾシカを見つけたら

(1)道路上のエゾシカは動きが鈍い

エゾシカは、車が接近しても逃げずに立ち止まる場合があります。スピードを落としてエゾシカの行動をよく確認してください。

(2)1頭だけとは限らない

エゾシカは群れで行動しています。1頭が逃げたり横断するのを確認した後も安心せず、2頭目以降の飛び出しがないかよく確認してください。



お問い合わせ 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係 (0162-33-2922)



水道管の凍結に注意してください！

寒さが一層厳しい時期となりました。これからの時期、室内は暖かくても床下は氷点下になることが多く、水道管の水を抜かずそのままにしておくと水道管が凍結してしまいます。水道管の凍結を防止するためには給水栓・配管等の水抜きが基本です。また、床下換気口が開いているとそこから冷たい風が入り、ますます水道管凍結の可能性が高まります。雪が積もる前に今一度床下換気口の点検・対策をしましょう。



水の抜け方が悪い、水が抜けないといった場合、給水栓から音がする、水道管を凍結させてしまった場合などは町の指定業者に修理を依頼してください。

町の指定業者 有限会社宮崎商会 6-1103
北礫石油株式会社 6-1116
株式会社ダイシン工業 6-1480

- ・天気予報やテレビ等で水道管凍結注意のお知らせが出た場合、寝る前に必ず給水栓・配管等の水抜きをしてください。
- ・旅行などで家を長期間留守にする場合も必ず水道管の水抜きをしてください。また、冬期間不在にするなど水道・下水道の使用をやめる時は休止届の提出が必要ですので建設課 上下水道グループにて手続きをお願いします。

お問い合わせ 建設課上下水道グループ (01634-8-7665)

令和5年10月30日付で職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します

- 処分1 ▶保健福祉課福祉グループ主任（当時）…………… 戒告
処分理由：福祉事務等における業務処理の遅延
- 処分2 ▶建設課建設グループ主幹（当時）…………… 減給10% 1か月
処分理由：予算措置のない修繕工事を執行した
- 処分3 ▶建設課長（当時）…………… 減給10% 1か月
処分理由：予算措置のない修繕工事を執行した事案の管理監督責任
- 処分4 ▶国民健康保険病院医療助手 …………… 停職 6か月
処分理由：職員用更衣室の盗撮及びセクシャルハラスメント行為